

特定原産地証明書発給事業における「新潟事務所」および「鯖江事務所」の開設について

2022年3月30日

日本商工会議所

現在、日本商工会議所が指定発給機関となっている経済連携協定に基づく特定原産地証明書については、全国26カ所の事務所にて発給業務を行っております。

このたび、4月1日より新潟県新潟市と福井県鯖江市に新しく事務所が開設され、発給業務を行うこととなりました。

つきましては、これらの事務所に特定原産地証明書の発給申請を希望する事業者におかれては、同日以降、申請が可能となりますので、概要を以下のとおりお知らせいたします。

新潟事務所

1. 名 称：日本商工会議所国際部特定原産地証明担当新潟事務所
2. 開設日：2022年4月1日
3. 所在地：新潟県新潟市中央区万代島5-1（新潟商工会議所内）
4. 電 話：025-290-4209

※新潟事務所では、新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間、窓口交付は行わず、証明書は全てレターパックでの郵送により交付します（PDFで発給する日タイ協定・RCEP協定を除く）

鯖江事務所

1. 名 称：日本商工会議所国際部特定原産地証明担当鯖江事務所
2. 開設日：2022年4月1日
3. 所在地：福井県鯖江市本町3-2-12（鯖江商工会議所内）
4. 電 話：0778-51-2800

以 上